

熊本市公報

第 1358 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
 熊本市総務局総務課
 発行日 毎月 15 日・末日

規 則

○熊本市予算決算規則の一部を改正する規則（規則第 60 号）	1072
○熊本市児童館条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 61 号）	1075
○熊本市環境審議会規則の一部を改正する規則（規則第 62 号）	1077
○熊本市太陽光発電のための公共施設の屋根等の使用に関する条例施行規則（規則第 63 号）	1078

告 示

○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 559 号）	1088
○平成 25 年度市県民税納税通知書の公示送達（告示第 560 号）	1088
○介護保険法による指定居宅サービス事業所等の指定（告示第 561 号）	1088
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 563 号）	1089
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 564 号）	1089
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 565 号）	1089
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 566 号）	1090
○市道の区域変更（告示第 567 号）	1090
○市道の供用開始（告示第 568 号）	1091
○平成 25 年度軽自動車税納税通知書の公示送達（告示第 569 号）	1091
○屋外広告物法により保管した広告物又は掲出物（告示第 570 号）	1091
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 572 号）	1092
○放置自転車の移動及び返還（告示第 575 号）	1092
○放置自転車の移動及び返還（告示第 576 号）	1093
○県道の区域変更（告示第 577 号）	1094
○県道の供用開始（告示第 578 号）	1094
○市道の区域変更（告示第 579 号）	1094
○市道の供用開始（告示第 580 号）	1095
○市道の区域変更（告示第 581 号）	1095
○介護保険法による指定居宅サービス事業の廃止（告示第 584 号）	1096
○生活保護法等による医療機関の指定（告示第 585 号）	1096
○生活保護法による医療機関の指定（告示第 586 号）	1097
○生活保護法による指定医療機関の変更（告示第 587 号）	1097
○生活保護法による指定医療機関の廃止（告示第 588 号）	1098
○生活保護法による指定医療機関の休止（告示第 589 号）	1099
○生活保護法等による介護機関の指定（告示第 590 号）	1099
○生活保護法による指定介護機関の変更（告示第 591 号）	1100
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 592 号）	1102
○介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定（告示第 593 号）	1102

○介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定（告示第 594 号）	1102
○平成 24 年度市税督促状の公示送達（告示第 595 号）	1102
○道路法による保管物（告示第 596 号）	1103
○身体障害者福祉法による医師の指定（告示第 597 号）	1103
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 598 号）	1104
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 599 号）	1104
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 600 号）	1104
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 601 号）	1104
○地域密着型サービス事業所の指定（告示第 603 号）	1105
公 告	
○開発行為に関する工事の完了（公告第 529 号）	1105
○開発行為に関する工事の完了（公告第 530 号）	1105
○都市計画の変更に伴う案の縦覧（公告第 531 号）	1106
○都市計画の変更に伴う案の縦覧（公告第 532 号）	1106
○熊本都市計画事業城南町中央土地区画整理事業の書類の送付に代えての掲示（公告第 534 号）	1107
○熊本都市計画事業城南町中央土地区画整理事業の書類の送付に代えての掲示（公告第 535 号）	1107
○開発行為に関する工事の完了（公告第 536 号）	1108
○開発行為に関する工事の完了（公告第 538 号）	1108
○大規模小売店舗立地法による新設届出（公告第 540 号）	1108
○開発行為に関する工事の完了（公告第 548 号）	1109
○開発行為に関する工事の完了（公告第 553 号）	1109
○都市計画の変更に伴う案の縦覧（公告第 554 号）	1110
○開発行為に関する工事の完了（公告第 555 号）	1110
○道路位置の指定（公告第 556 号）	1110
○道路位置の変更（公告第 557 号）	1111
○道路位置の廃止（公告第 558 号）	1112
○大規模小売店舗立地法による変更届出（公告第 559 号）	1112
○開発行為に関する工事の完了（公告第 565 号）	1113
○熊本都市計画事業城南町中央土地区画整理事業の書類の送付に代えてその内容を掲示 （公告第 566 号）	1113
○開発行為に関する工事の完了（公告第 567 号）	1114
中 央 区	
○住民票の職権消除（中央区告示第 13 号）	1114
東 区	
○住民票の職権消除（東区告示第 7 号）	1114
西 区	
○住民票の職権消除（西区告示第 4 号）	1114
北 区	
○住民票の職権消除（北区告示第 7 号）	1115

上下水道局

○指定給水装置工事事業者の指定（上下水道局告示第 46 号）…………… 1115

教育委員会

○熊本市教育委員会会議の開催（教委告示第 10 号）…………… 1115

人事委員会

○平成 25 年度熊本市職員採用試験（初級職等）の実施（熊本市人事委員会公告第 7 号）…………… 1116

規 則

規 則 第 60 号

平成 25 年 7 月 17 日

熊本市予算決算規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市予算決算規則の一部を改正する規則

熊本市予算決算規則（昭和 39 年規則第 28 号）の一部を次のように改正する。

様式第 17 号を次のように改める。

様式第 17 号

予 算 執 行 実 績 調 書

1 事業の属性

政策(章)名		章-節	
施策(節)名		(方針)・事業	
(主な)基本方針			
事業名			
事業実施所管課(かい)名		事業コード	

局

2 事業の目的・成果

目 的										
								年度決算額(単位:千円)		
								財源内訳		
								合 計 額	財 源	金 額
	事業の実績									
成果指標及び 達成状況	成果指標			単位	年度基準値	年度	年度	年度	年度	年度
				目標値						
				実績値						
				達成・未達成						
	成果指標			単位	年度基準値	年度	年度	年度	年度	年度
				目標値						
				実績値						
				達成・未達成						
	成果指標			単位	年度基準値	年度	年度	年度	年度	年度
				目標値						
				実績値						
				達成・未達成						

3 工夫と成果・課題等

事業実施に際して工夫 してきた点	
事業実施による成果と 年度に残った課題	
成果指標が 未達成の要因	
課題への対応	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第61号

平成25年7月17日

熊本市児童館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 幸山政史

熊本市児童館条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市児童館条例施行規則（平成24年規則第36号）の一部を次のように改正する。

第2条中「午後5時まで」の次に「(城南児童館にあつては、午前9時30分から午後5時30分まで)」を加える。

第3条中「次に掲げる」を「次の各号に掲げる児童館の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める」に改め、同条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 城南児童館以外の児童館 次に掲げる日

ア 月曜日（月曜日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）

イ 12月29日から翌年1月3日まで

(2) 城南児童館 次に掲げる日

ア 毎月の第4水曜日（当該水曜日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）

イ 12月29日から翌年1月4日まで

第10条の見出しを「(雑則)」に改め、同条を第12条とし、第9条の次に次の2条を加える。

(指定申請書に添付する書類)

第10条 条例第11条第1項に規定する規則で定める書類は、次のとおりとする。

(1) 収支予算書

- (2) 当該団体の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、当該団体の目的、組織、運営等を明らかにした会則、規約その他の書類)
- (3) 当該団体の前事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録(これらの書類を作成する義務がないものにあつては、これらに類する書類)
- (4) 条例第 11 条第 2 項第 4 号に掲げる基準を満たすことを説明する書類
- (5) 市税滞納有無調査承諾書
- (6) 都道府県労働局等が発行する労働保険料に係る納付証明書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(協定に定める事項)

第 11 条 条例第 14 条第 2 項に規定する協定に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 管理業務の内容に関する事項
- (3) 事業計画に関する事項
- (4) 開館時間及び休館日に関する事項
- (5) 管理業務及び経理状況の報告等に関する事項
- (6) 事業報告書に関する事項
- (7) 本市が支払うべき管理に係る費用に関する事項
- (8) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (9) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (10) 事故及び損害の賠償に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

附 則

この規則は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。

規則第62号

平成25年7月17日

熊本市環境審議会規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 幸山政史

熊本市環境審議会規則の一部を改正する規則

熊本市環境審議会規則（昭和64年規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号及び第3条第2項第4号中「その他」を「前3号に掲げるもののほか、」に改める。

第4条第1項及び第8条第3項中「2年」を「3年」に改める。

第9条第3項中「任期は、」の次に「委嘱の日から」を加える。

第12条中「第5条（第1項を除く。）、第10条及び」を「第5条第2項及び第3項、第10条並びに」に改め、「審議会」とあるのは「部会」と、を削り、「副部長」の次に「と、「委員の」とあるのは「当該部会に属する委員の」を加える。

第14条の見出しを「(雑則)」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

規 則 第 63 号

平成 25 年 7 月 17 日

熊本市太陽光発電のための公共施設の屋根等の使用に関する条例施行規則を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市太陽光発電のための公共施設の屋根等の使用に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、熊本市太陽光発電のための公共施設の屋根等の使用に関する条例（平成 25 年条例第 36 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用手続)

第 2 条 条例第 2 条第 1 項の屋根等使用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、屋根等使用許可申請書（様式第 1 号）を市長（当該公共施設が地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 23 条第 2 号に規定する教育財産である場合にあつては、教育委員会。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、使用期間の開始の日前 1 月の日までに提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、第 1 項の申請書を審査し、屋根等の使用を適当と認めたときは、屋根等使用許可書（様式第 2 号）を当該申請者に交付するものとする。

(使用者の提示する額)

第 3 条 条例第 5 条第 3 項の規則で定める額は、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 100 円

(2) 屋根等使用許可を受けた者から太陽光発電設備を譲り受けた者であつて、当該譲受けについて電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別

措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 6 条第 4 項の認定を受け、又は同条第 5 項の規定による届出をしたもの 当該太陽光発電設備の譲渡人に対してなされた屋根等使用許可に係る認定単価の額

（地位承継の届出）

第 4 条 条例第 8 条第 2 項の規定により屋根等使用許可に基づく地位を承継した者は、屋根等使用承継届（様式第 3 号）に、相続人にあつては相続を証する書類を、合併又は分割により地位を承継した法人にあつては登記事項証明書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（屋根等使用許可の変更）

第 5 条 条例第 13 条の規定による変更の許可の申請は、屋根等使用許可書の記載事項を変更しようとする場合（次項に規定する場合を除く。）に行うものとする。この場合において、当該申請は、屋根等使用変更許可申請書（様式第 4 号）に屋根等使用許可書の写し及び変更の内容を明らかにする書類を添えて市長に提出することにより行わなければならない。

2 条例第 13 条の規定による変更の届出は、屋根等使用許可書の記載事項の変更であつて、使用料又は太陽光発電設備若しくは附属物件の構造若しくは配線に影響を及ぼすおそれのないものをしようとする場合に行うものとする。この場合において、当該届出は、あらかじめ市長にその旨の書面を提出することにより行わなければならない。

3 市長は、第 1 項の申請書を審査し、屋根等使用許可に係る事項の変更を適当と認めるときは、屋根等使用変更許可書（様式第 5 号）を当該申請者に交付するものとする。

（使用中止の届出）

第 6 条 条例第 14 条の規定による使用中止の届出は、屋根等使用中止届（様式第 6 号）に、屋根等使用許可書の写し（前条第 3 項の規定により屋根等使用変更許可書の交付を受けた場合にあつては、屋根等使用許可書の写し及び屋根等使用変更許可書の写し）を添えて市長に提出するものとする。

2 前項の届けは、使用中止する日前 3 月の日までに提出しなければならない。

（雑則）

第 7 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が

別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条第 1 項関係）

屋根等使用許可申請書

年 月 日

熊本市長（宛）

申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

太陽光発電設備等を設置するため屋根等を使用したいので、次のとおり申請します。

使用を 許可す る物件	所在	
	区分	
	数量	
	使用部分	別図のとおり
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
太陽光発電設備		
附属物件		
工事实施の方法	1 申請者において設置 2 請負	
使用料 (年額)	太陽光発電 設備	認定単価 円×使用面積 m ² = 円
	附属物件	円
	合計	円
添付書類		

様式第 2 号 (第 2 条第 3 項関係)

(表)
屋根等使用許可書

第 号
年 月 日

使用者 住所
氏名

様

熊本市長 印

年 月 日付けで申請のあった屋根等の使用については、次のとおり許可します。

使用を許可する物件	所在	
	区分	
	数量	
	使用部分	別図のとおり
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
太陽光発電設備		
附属物件		
工事実施の方法		
使用料 (年額)	太陽光発電設備	認定単価 円×使用面積 m ² = 円
	附属物件	円
	合計	円

(裏)

許可の条件

- 1 使用を許可する物件（以下「屋根等」という。）の使用に際しては、熊本市太陽光発電のための公共施設の屋根等の使用に関する条例（平成 25 年条例第 36 号。以下「条例」という。）及び熊本市太陽光発電のための公共施設の屋根等の使用に関する条例施行規則（平成 25 年規則第 63 号）並びに関係法令を守らなければならない。
- 2 使用者は、使用期間中、屋根等を太陽光発電設備等の設置以外の目的に使用してはならない。
- 3 使用料は、市の発行する納入通知書又は納付書により指定期日までに納入しなければならない。
- 4 使用者は、屋根等の維持管理のため通常必要とする経費を負担しなければならない。
- 5 屋根等は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用者は、常に善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。
- 6 使用者は、屋根等の使用のため公共施設に立ち入ろうとするときは、事前に当該公共施設の管理者の承諾を得なければならない。
- 7 公共施設の維持管理のため必要があるときは、使用者に対し、屋根等の使用の状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は屋根等の使用に関し必要な指示をすることができる。
- 8 使用者は、その使用することのできる地位を他の者に譲渡し、又は転貸してはならない。
- 9 使用者は、この許可書の記載事項を変更しようとする場合（次項に規定する場合を除く。）は、変更の許可を受けなければならない。
- 10 使用者は、この許可書の記載事項の変更であって、使用料又は太陽光発電設備若しくは附属物件の構造若しくは配線に影響を及ぼすおそれのないものをしてしようとする場合は、あらかじめその旨の届出をしなければならない。
- 11 次の各号のいずれかに該当するときは、屋根等使用許可の取消し又は使用の制限若しくは変更をすることができる。
 - (1) 市において公用又は公共用に供するため必要を生じたとき。
 - (2) 条例第 12 条各号のいずれかに該当したとき。
- 12 市は、前項の規定に基づく屋根等使用許可の取消し又は使用の制限若しくは変更によって使用者が被った損害について、賠償の責めを負わない。
- 13 使用者は、使用期間が満了したとき、使用を中止したとき又は屋根等使用許可が取り消されたときは、直ちに屋根等を原状に回復して返還しなければならない。ただし、特別の理由があると認められるときは、この限りでない。
- 14 使用者が前項の原状回復義務を履行しないときは、使用者の負担においてこれを行うことができる。この場合において、使用者は、何らの異議を申し立てることができない。
- 15 使用者は、屋根等の使用に当たって公共施設又はその設備を毀損し、又は滅失した場合は、速やかに原状に回復し、又は市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。
- 16 前項に規定する場合のほか、使用者は、この許可書に定める義務を履行しないため市に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。
- 17 使用者は、使用期間が満了した場合、使用を中止した場合又は屋根等使用許可が取り消された場合において、屋根等に投じた改良のための有益費、修繕費等の必要費その他の費用を請求しないものとする。
- 18 この条件に関し疑義のあるときその他使用について疑義を生じたときは、全て市の決定するところによるものとする。
- 19 使用者は、この許可書を受理したときは、この許可書に掲げる条件を記載した請書を提出しなければならない。

様式第 3 号 (第 4 条関係)

屋根等使用承継届

年 月 日

熊本市長 (宛)

届出者 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
(承継者)

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

印

屋根等使用許可に係る地位を承継したので、次のとおり届けます。

使用物件	所在	
	区分	
許可年月日		年 月 日
被承継者	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
	氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
承継の原因		
地位を承継した年月日		年 月 日
添付書類		

様式第 4 号（第 5 条第 1 項関係）

屋根等使用変更許可申請書

年 月 日

熊本市長（宛）

申請者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

屋根等の使用について、次のとおり変更したいので申請します。

使用物件	所在		
	区分		
許可年月日		年 月 日	
変更事項		変更内容	
		変更前	変更後
使用物件	数量		
	使用部分		
使用期間			
太陽光発電設備			
附属物件			
工事実施の方法			
使用料 (年額)	太陽光発電設備		
	附属物件		
	合計		
変更理由			
添付書類			

様式第 5 号 (第 5 条第 3 項関係)

屋根等使用変更許可書

第 号
年 月 日

使用者 住所
氏名

様

熊本市長 印

年 月 日付けで申請のあった屋根等の使用の変更については、次のとおり許可します。

使用物件	所在		
	区分		
変更事項		変更内容	
		変更前	変更後
使用物件	数量		
	使用部分		
使用期間			
太陽光発電設備			
附属物件			
工事実施の方法			
使用料 (年額)	太陽光発電設備		
	附属物件		
	合計		
添付書類			
備考			

様式第 6 号 (第 6 条関係)

屋根等使用中止届

年 月 日

熊本市長 (宛)

届出者 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

印

屋根等の使用について、次の理由により中止したいので届けます。

使用物件	所在	
	区分	
許可年月日	年 月 日	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
中止年月日	年 月 日	
中止理由		
添付書類		

告 示

告 示 第 5 5 9 号

平成 2 5 年 7 月 1 7 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の指定及び同法第 5 3 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条及び同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4370109755	デイサービスセンター春うらら 熊本市中央区帯山三丁目53番12号	有限会社ケーシーシー 大分県豊後大野市三重町市場187番地2 代表取締役 古畑 憲治	平成 2 5 年 7 月 1 9 日	通所介護
4370109755	デイサービスセンター春うらら 熊本市中央区帯山三丁目53番12号	有限会社ケーシーシー 大分県豊後大野市三重町市場187番地2 代表取締役 古畑 憲治	平成 2 5 年 7 月 1 9 日	介護予防通所介護

告 示 第 5 6 0 号

平成 2 5 年 7 月 1 7 日

平成 2 5 年度市県民税納税通知書の送達を受けるべき次の者の住所及び居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 2 5 年告示第 8 9 号）第 1 3 条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市財政局課税管理課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

該当年度	税 目	期別	指定納期限	住所及び氏名（登載省略）
平成 2 5	市県民税	2 期 3 期 4 期	平成 2 5 年 9 月 2 日 平成 2 5 年 1 0 月 3 1 日 平成 2 6 年 1 月 3 1 日	1 4 人

告 示 第 5 6 1 号

平成 2 5 年 7 月 1 7 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下、「法」という。）第 4 1 条第 1 項本文の指定及び法第 5 3 条第 1 項本文の指定をしたので、法第 7 8 条及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 2 並びに法第 1 1 5 条の 1 0 及び同法施行規則第 1 4 0 条の 2 3 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4370109763	春うらら ホームヘルプサービス 熊本市中央区帯山三丁目53番12号	有限会社ケーシーシー 大分県豊後大野市三重町市場187番地2 代表取締役 古畑 憲治	平成 2 5 年 7 月 1 9 日	訪問介護

4370109 763	春うらら ホームヘルプサービ ス 熊本市中央区帯山三丁目53番 12号	有限会社ケーシーシー 大分県豊後大野市三重町市場187番地2 代表取締役 古畑 憲治	平成25年 7月19日	介護予防訪 問介護
----------------	--	--	----------------	--------------

告 示 第 5 6 3 号

平成25年7月18日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可をした団体から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 団体の名称

甲畠口自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者

「栄孝行」を「北村良隆」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市畠口町128番地」を「熊本市南区畠口町443番地4」に改める。

告 示 第 5 6 4 号

平成25年7月18日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可をした団体から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 団体の名称

飽田西校区第6町内自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者

「伊佐坂清」を「岡村勝秀」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市南区畠口町1002番地3」を「熊本市南区畠口町1992番地」に改める。

告 示 第 5 6 5 号

平成25年7月18日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可をした団体から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 団体の名称

鵜森公民館

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者

「森口繁利」を「森高正行」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市内田町3898番地」を「熊本市南区内田町3887番地2」に改める。

告 示 第 5 6 6 号

平成 25 年 7 月 1 8 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の指定及び同法第 5 3 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条及び同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4 3 7 0 1 0 9 7 7 1	有限会社 介助 南熊本営業所 熊本市南区田井島一丁目 9 番 1 8 号	有限会社介助 福岡県北九州市八幡西区本城一丁目 3 番 2 1 号 代表取締役 佐野 善治	平成 25 年 8 月 1 日	特定福祉用具販売
4 3 7 0 1 0 9 7 7 1	有限会社 介助 南熊本営業所 熊本市南区田井島一丁目 9 番 1 8 号	有限会社介助 福岡県北九州市八幡西区本城一丁目 3 番 2 1 号 代表取締役 佐野 善治	平成 25 年 8 月 1 日	特定介護予防福祉用具販売
4 3 7 0 1 0 9 7 7 1	有限会社 介助 南熊本営業所 熊本市南区田井島一丁目 9 番 1 8 号	有限会社介助 福岡県北九州市八幡西区本城一丁目 3 番 2 1 号 代表取締役 佐野 善治	平成 25 年 8 月 1 日	特定福祉用具販売
4 3 7 0 1 0 9 7 7 1	有限会社 介助 南熊本営業所 熊本市南区田井島一丁目 9 番 1 8 号	有限会社介助 福岡県北九州市八幡西区本城一丁目 3 番 2 1 号 代表取締役 佐野 善治	平成 25 年 8 月 1 日	特定介護予防福祉用具販売

告 示 第 5 6 7 号

平成 25 年 7 月 1 8 日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

整理番号	路線名	道路の区域			
		区 間	旧新の別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
7-523	花園 7 丁目第 1 2 3 号線	西区花園七丁目 2 1 9 5 番地先から 西区花園七丁目 1 9 0 7 番地先まで	旧	8. 0 ～ 8. 0	6. 5
		西区花園七丁目 2 1 9 5 番地先から 西区花園七丁目 1 9 0 7 番地先まで	新	8. 8 ～ 8 0. 0	6. 5

告 示 第 5 6 8 号

平成 25 年 7 月 1 8 日

市道の供用を開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

整理番号	路線名	道路の区域	供用開始の期日
		区 間	
7-7	花園 7 丁目第 1 号線	西区花園七丁目 1913 番地先から 西区花園七丁目 1865 番地先まで	平成 25 年 7 月 1 8 日
7-140	花園 7 丁目第 6 号線	西区花園七丁目 2482 番地先から 西区花園七丁目 1866 番地先まで	平成 25 年 7 月 1 8 日
7-523	花園 7 丁目第 1 23 号線	西区花園七丁目 2195 番地先から 西区花園七丁目 1913 番地先まで	平成 25 年 7 月 1 8 日

告 示 第 5 6 9 号

平成 25 年 7 月 1 8 日

平成 25 年度軽自動車税納税通知書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明ため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定により告示する。

なお、当該納税通知書は熊本市財政局課税管理課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 送達を受ける者の住所及び氏名（登載省略）

811 件

- 2 指定納期限

平成 25 年 7 月 31 日

告 示 第 5 7 0 号

平成 25 年 7 月 1 9 日

屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき保管した広告物又は掲出物件について、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

撤去日	名称 又は種類	数量	撤去場所	保管 開始日
-----	------------	----	------	-----------

7月1日	はり札等	1	健軍	7月2日
	立看板等	2	尾ノ上	
7月2日	はり札等	2	新南部	7月3日
7月5日	はり札等	1	世安町	7月6日
7月8日	はり札等	1 2	植木町	7月9日
	のぼり・旗	2	植木町	
7月12日	はり札等	2	小峯・新外	7月13日
保管場所 熊本市花畑別館 (熊本市中央区花畑町3-1)				

告示第 5 7 2 号
平成 2 5 年 7 月 2 2 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 団体の名称

鵜森公民館

2 変更があった事項及びその内容

(1) 区域

「本会の区域は、熊本市内田町 9 4 6～9 5 6-2、9 6 1～9 7 5-2、3 3 8 1-1～3 4 0 8、3 5 4 8～3 5 5 7～3 5 8 8-4、3 7 9 3～3 9 2 4 番地までの区域とする。」を
「本会の区域は、熊本市南区内田町 9 4 6～9 5 6-2、9 6 1～9 7 5-2、3 3 8 1-1～3 4 0 8、3 5 4 8～3 5 5 7～3 5 8 8-4、3 7 9 3～3 9 2 4 番地までの区域とする。」に改める。

(2) 事務所の所在地

「熊本市内田町字屋敷本 3 8 8 5」を「熊本市南区内田町 3 8 8 5 番地」に改める。

告示第 5 7 5 号
平成 2 5 年 7 月 2 3 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 6 0 年条例第 3 1 号）第 1 2 条、第 1 3 条第 2 項及び第 1 6 条第 1 項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第 1 4 条第 1 項及び第 1 6 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 自転車が放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間

(1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所

ア 平成 2 5 年 6 月 2 6 日 銀座通りエリア、上通エリア、新市街エリア、辛島エリア、手取エリア

イ 平成 2 5 年 6 月 2 8 日 手取エリア、銀座通りエリア、新市街エリア

ウ 平成 2 5 年 7 月 1 日 手取エリア、銀座通りエリア、辛島エリア、上通エリア、新市街エ

- リア、西区花園七丁目 77、水道町エリア
- エ 平成 25 年 7 月 2 日 東区小山町、中央区古川町
- オ 平成 25 年 7 月 3 日 手取エリア、辛島エリア、銀座通りエリア、上通エリア、並木坂エリア、新市街エリア、水道町エリア
- カ 平成 25 年 7 月 4 日 新水前寺駅駐輪場、武蔵塚駅横駐輪場
- キ 平成 25 年 7 月 5 日 東部公民館、新市街エリア、手取エリア、銀座通りエリア
- ク 平成 25 年 7 月 9 日 手取エリア、辛島エリア、銀座通りエリア、上通エリア、並木坂エリア、新市街エリア、東区東町三丁目 11、水道町エリア

(2) 保管の場所 平成自転車保管所

(3) 保管の期間 平成 25 年 10 月 23 日まで

2 移動・保管台数

自転車 219 台

3 返還事務を行う曜日・時間

月曜日から土曜日まで

午前 10 時から午後 4 時 30 分まで

日曜日、祝祭日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは返還事務を行わない。

4 返還を受けるための必要事項

自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。

5 連絡先（返還事務を行う場所）

平成自転車保管所（電話 096-364-3910）

熊本市中央区平成二丁目 235 番（平成跨線橋下）

告 示 第 5 7 6 号

平成 25 年 7 月 23 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第 14 条第 1 項及び第 16 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 自転車が放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間

(1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所

ア 平成 25 年 7 月 10 日 西区蓮台寺一丁目 9、新水前寺駅西高架下駐輪場

イ 平成 25 年 7 月 11 日 新市街エリア、銀座通りエリア、手取エリア

ウ 平成 25 年 7 月 16 日 森都心プラザ前、西区蓮台寺四丁目 2、手取エリア、東区若葉六丁目 4、東区戸島本町 13、銀座通りエリア、新市街エリア

(2) 保管の場所 平成自転車保管所

(3) 保管の期間 平成 25 年 10 月 23 日まで

2 移動・保管台数

自転車 212 台

3 返還事務を行う曜日・時間

月曜日から土曜日まで

午前 10 時から午後 4 時 30 分まで

日曜日、祝祭日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは返還事務を行わない。

4 返還を受けるための必要事項

自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返

還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。

5 連絡先（返還事務を行う場所）

平成自転車保管所（電話 096-364-3910）
 熊本市中央区平成二丁目235番（平成跨線橋下）

告 示 第 5 7 7 号
 平成25年7月24日

県道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。
 熊本市長 幸山政史

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区 間	旧新の別	敷地の幅員 (m)	延 長 (m)
一般県道	熊本山鹿自転車道線	西区上熊本三丁目17番地先から 西区上熊本三丁目29番5地先まで	旧	3.7 ～ 11.6	73.0
		西区上熊本三丁目17番地先から 西区上熊本三丁目29番5地先まで	新	3.7 ～ 4.0	73.0

告 示 第 5 7 8 号
 平成25年7月24日

県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。
 熊本市長 幸山政史

道路の種類	路線名	道路の区域	供用開始の期日
		区 間	
一般県道	熊本山鹿自転車道線	西区上熊本三丁目17番地先から 西区上熊本三丁目29番5地先まで	平成25年7月24日

告 示 第 5 7 9 号
 平成25年7月24日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

整理番号	路線名	道路の区域			
		区 間	旧新 の別	敷地の幅 員 (m)	延 長 (m)
8-245	上熊本3丁目 第11号線	西区上熊本三丁目13番地先から 西区上熊本三丁目29番5地先まで	旧	5.2 ～ 17.3	73.0
		西区上熊本三丁目13番地先から 西区上熊本三丁目29番5地先まで	新	5.2 ～ 12.0	73.0

告 示 第 5 8 0 号

平成25年7月24日

市道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

整理番号	路線名	道路の区域	供用開始の期日
		区 間	
8-245	上熊本3丁目 第11号線	西区上熊本三丁目13番地先から 西区上熊本三丁目29番5地先まで	平成25年7月24日

告 示 第 5 8 1 号

平成25年7月24日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

整理番号	路線名	道路の区域			
		区 間	旧新 の別	敷地の幅 員 (m)	延 長 (m)
51-5022	花園3丁目 島崎6丁目 第1号線	西区花園三丁目307番地先から 西区島崎六丁目128番1地先まで	旧	25.0 ～ 25.0	256.0

	西区花園三丁目 307 番地先から 西区島崎六丁目 128 番 1 地先まで	新	25.0 ～ 29.2	256.0
--	---	---	-------------------	-------

告示第 584 号

平成 25 年 7 月 25 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条 2 項の規定による届出がされたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの種類
4310122181	前田クリニック 熊本市北区龍田八丁目 15 番 6 号	医療法人社団なつみ会 熊本市北区龍田八丁目 15 番 6 号 理事長 前田 徹	平成 24 年 3 月 31 日	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導

告示第 585 号

平成 25 年 7 月 26 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第 55 条の 2 第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

医療機関名称・所在地・開設者氏名	診療科目	指定年月日
(医科)		
國武整形外科医院 熊本市南区近見六丁目 1-31 國武 由紀夫	整形外科・リハビリテーション科	平成 25 年 6 月 1 日
上村循環器科医院 熊本市中央区神水二丁目 17-1 医療法人綱匠会 理事長 上村 才司	内科・循環器内科・消化器内科・胃腸内科・糖尿病内科・透析内科・腎臓内科	平成 25 年 6 月 1 日
中川クリニック 熊本市中央区安政町 3 番 4 号 医療法人社団理志会 理事長 中川 徳郎	整形外科・リハビリテーション科・外科・内科・胃腸内科	平成 25 年 6 月 1 日
(歯科)		
せきかつひろ歯科口腔クリニック 熊本市南区馬渡二丁目 1-1 関 勝宏	歯科・歯科口腔外科	平成 25 年 6 月 19 日
(訪問看護)		
訪問看護ステーション かみふうせん 熊本市北区高平三丁目 11-58 宮の森ハイツ 有限会社 在宅サービスかみふうせん 取締役 山中 敦子	訪問看護	平成 25 年 6 月 1 日

医療機関名称・所在地・開設者氏名	診療科目	指定年月日
(柔道整復)		
おほな整骨院 渡鹿院 木村 毅一郎 熊本市中央区渡鹿三丁目14-16 協同組合 日本柔整総研 代表理事 成清 圭吾	柔道整復	平成25年6月1日
おほな整骨院 石田 将喜 熊本市中央区帯山七丁目18-79 協同組合 日本柔整総研 代表理事 成清 圭吾	柔道整復	平成25年7月4日
(あん摩・マッサージ)		
在宅マッサージ クオン 木村 昇 熊本市中央区南熊本五丁目1-1 株式会社ドゥーイングジョブコミュニケーションズ 在宅マッ サージ クオン事業部 熊本営業所 阿多 浩一	あん摩・マッサージ	平成25年7月5日

告 示 第 5 8 6 号

平成 2 5 年 7 月 2 6 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条の規定により、医療扶助を担当する機関を指定したので、生活保護法第 5 5 条の 2 第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

医療機関名称・所在地・開設者氏名	診療科目	指定年月日
(薬局)		
月出薬局 熊本市東区月出二丁目4-77 有限会社 赤星薬局 代表取締役 赤星 剛	薬局	平成25年6月1日

告 示 第 5 8 7 号

平成 2 5 年 7 月 2 6 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、同法第 5 5 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

医療機関名称・所在地・開設者氏名	変更年月日	変更事由
(診療)		
新 医療法人 医誠会 津野田内科医院 熊本市東区東京塚町1番32号 医療法人 医誠会 理事長 津野田 尚子	平成25年6月4日	代表者変更
旧 医療法人 医誠会 津野田内科医院 熊本市東区東京塚町1番32号 医療法人 医誠会 理事長 津野田 誠		
新 医療法人 医誠会 みつぐまち診療所 熊本市北区貫町135番地 医療法人 医誠会 理事長 津野田 尚子	平成25年6月4日	代表者変更
旧 医療法人 医誠会 みつぐまち診療所 熊本市北区貫町135番地		

	医療法人 医誠会 理事長 津野田 誠		
(訪問看護)			
新	訪問看護ステーション月出 菊池郡菊陽町の森六丁目 6-3 アークアベニュー光の森 1 階 特定医療法人 萬生会 理事長 河北 誠	平成 23 年 4 月 1 日	所在地変更
旧	訪問看護ステーション月出 熊本市東区月出二丁目 4-23 特定医療法人 萬生会 理事長 河北 誠		
新	訪問看護ステーション月出 熊本市東区月出二丁目 4-23 特定医療法人 萬生会 理事長 河北 誠	平成 24 年 4 月 1 日	所在地変更
旧	訪問看護ステーション月出 菊池郡菊陽町の森六丁目 6-3 アークアベニュー光の森 1 階 特定医療法人 萬生会 理事長 河北 誠		

告 示 第 5 8 8 号

平成 25 年 7 月 26 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により次の指定医療機関から廃止の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

医療機関名称・所在地・開設者氏名	廃止年月日
(医科)	
國武整形外科医院 熊本市南区近見六丁目 1-31 國武 紀昭	平成 25 年 5 月 31 日
上村循環器科医院 熊本市中央区神水二丁目 17-1 医療法人継匠会 理事長 上村 才司	平成 25 年 5 月 31 日
中川クリニック 熊本市中央区安政町 3 番 4 号 中川 徳郎	平成 25 年 5 月 31 日
緒方内科小児科医院 熊本市中央区渡鹿三丁目 3-22 緒方 俊一	平成 25 年 6 月 30 日
(薬局)	
月出薬局 熊本市東区月出二丁目 4-77 富永 範道	平成 25 年 5 月 31 日
(柔道整復)	
おはな整骨院 渡鹿院 施術者 石田 将喜 熊本市中央区渡鹿三丁目 14-16 石田 将喜	平成 25 年 6 月 30 日

告 示 第 5 8 9 号

平成 2 5 年 7 月 2 6 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 の規定により次の指定医療機関から休止の届出があったので、同法第 5 5 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

医療機関名称・所在地・開設者氏名	休止年月日
(医科)	
榎本内科医院 熊本市北区植木町平野 7 7 - 1 医療法人 啓和会 理事長 榎本 勝人	平成 2 5 年 7 月 1 日

告 示 第 5 9 0 号

平成 2 5 年 7 月 2 6 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 1 項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当する機関を指定したので、生活保護法第 5 5 号の 2 第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	事業の種類	指定年月日
居宅介護支援事業所 はぎの里 熊本市北区植木町鞍掛 1 7 9 1 番地 一般社団法人未来会 代表理事 内田 和朋	居宅介護支援	平成 2 5 年 7 月 1 日
はるの里 熊本市南区城南町舞原 2 5 3 番地 1 社会福祉法人 嘉悠会 理事長 西村 栄彦	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	平成 2 5 年 6 月 2 4 日
はるの里 熊本市南区城南町舞原 2 5 3 番地 1 社会福祉法人 嘉悠会 理事長 西村 栄彦	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	平成 2 5 年 6 月 2 4 日
立井歯科医院 熊本市北区打越町 4 0 - 5 1 立井歯科医院 立井 大介	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成 2 5 年 6 月 2 1 日
ヒューマンライフケア熊本 熊本市中央区細工町三丁目 7 番 2 号 ヒューマンライフケア株式会社 代表取締役 河上 信弘	居宅介護支援	平成 2 5 年 7 月 1 日
ホスピタ通所介護 熊本市南区御幸笛田七丁目 1 5 - 3 医療法人 桜十字 理事長 西川 朋希	通所介護・介護予防通所介護	平成 2 5 年 6 月 2 1 日
訪問介護看護センター桜十字 熊本市南区御幸笛田七丁目 1 5 - 3 医療法人 桜十字 理事長 西川 朋希	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	平成 2 5 年 6 月 2 1 日
アサヒサンククリーン在宅介護センター熊本中央 熊本市中央区大江五丁目 5 - 2 8 阿部ビル 1 0 2 号 アサヒサンククリーン株式会社 代表取締役 山田 賢治	訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	平成 2 5 年 7 月 1 日

にしぼる指定居宅介護支援事業所 熊本市東区保田窪四丁目7番36号 株式会社よもち 代表取締役 小嶋 忠夫	居宅介護支援	平成25年7月1日
宮原温泉デイサービスだいち 熊本市北区植木町宮原306-5 株式会社 大智会 代表取締役 永田 智大	通所介護・介護予防通所介護	平成25年6月27日
ヘルパーステーション優家 熊本市東区长嶺西一丁目6-95ル・メヨール長嶺401号 株式会社 ナスタチウム 代表取締役 金森 真志	訪問介護・介護予防訪問介護	平成25年7月2日
介護サービスたんぽぽ 熊本市西区上代一丁目19番10号 有限会社 リハビリ介護研究所 取締役 玉垣 均	訪問介護・介護予防訪問介護	平成25年7月3日
デイサービス あい工房木村屋 新町店 熊本市中央区新町三丁目4番2号兵庫屋ビル2階(203・205号室) 株式会社あい工房木村屋 代表取締役 木村 良江	通所介護・介護予防通所介護	平成25年7月9日
訪問介護事業所 エルスリー熊本野中 熊本市西区野中三丁目3番20号 株式会社エヌ・ビー・ラボ 代表取締役 清原 晃	訪問介護	平成25年7月1日

告 示 第 5 9 1 号

平成25年7月26日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

	介護機関名称・所在地・開設者氏名	変更年月日	変更事由
新	介護機関名称：ヘルパーステーション たんぽぽ 所在地：熊本市東区长嶺西二丁目9-21 開設者：医療法人社団 永誠会 理事長 永野 忠	平成25年6月1日	所在地変更
旧	介護機関名称：ヘルパーステーション たんぽぽ 所在地：熊本市東区长嶺南一丁目1-67 開設者：医療法人社団 永誠会 理事長 永野 忠		
新	介護機関名称：デイサービスたんぽぽ 所在地：熊本市東区长嶺西二丁目9-21 開設者：医療法人社団 永誠会 理事長 永野 忠	平成25年6月1日	所在地変更
旧	介護機関名称：デイサービスたんぽぽ 所在地：熊本市東区长嶺南一丁目1-67 開設者：医療法人社団 永誠会 理事長 永野 忠		
新	介護機関名称：訪問リハビリテーションみつく苑 所在地：熊本市北区真町135番地 開設者：医療法人 医誠会 理事長 津野田 尚子	平成25年6月4日	その他変更
旧	介護機関名称：訪問リハビリテーションみつく苑 所在地：熊本市北区真町135番地 開設者：医療法人 医誠会 理事長 津野田 誠		

新	介護機関名称：認知症対応型通所介護みつぐ苑 所在地：熊本市北区真町135番地 開設者：医療法人 医誠会 理事長 津野田 尚子	平成25年6月4日	その他変更
旧	介護機関名称：認知症対応型通所介護みつぐ苑 所在地：熊本市北区真町135番地 開設者：医療法人 医誠会 理事長 津野田 誠		
新	介護機関名称：グループホーム茜 所在地：熊本市北区真町135番地 開設者：医療法人 医誠会 理事長 津野田 尚子	平成25年6月4日	その他変更
旧	介護機関名称：グループホーム茜 所在地：熊本市北区真町135番地 開設者：医療法人 医誠会 理事長 津野田 誠		
新	介護機関名称：居宅介護支援事業所みつぐ苑 所在地：熊本市北区真町135番地 開設者：医療法人 医誠会 理事長 津野田 尚子	平成25年6月4日	その他変更
旧	介護機関名称：居宅介護支援事業所みつぐ苑 所在地：熊本市北区真町135番地 開設者：医療法人 医誠会 理事長 津野田 誠		
新	介護機関名称：介護老人保健施設みつぐ苑 所在地：熊本市北区真町135番地 開設者：医療法人 医誠会 理事長 津野田 尚子	平成25年6月4日	その他変更
旧	介護機関名称：介護老人保健施設みつぐ苑 所在地：熊本市北区真町135番地 開設者：医療法人 医誠会 理事長 津野田 誠		
新	介護機関名称：デイサービスこころ坪井公園 所在地：熊本市中央区坪井六丁目6-20 開設者：株式会社大成クローバー 熊本市南区田井島一丁目3番50号 代表取締役 近藤 加代子	平成25年6月1日	その他変更
旧	介護機関名称：デイサービスこころ坪井公園 所在地：熊本市中央区坪井六丁目6-20 開設者：クローバー株式会社 熊本市南区島町二丁目12番3号 代表取締役 山崎 秀明		
新	介護機関名称：デイサービスこころ榎木公園 所在地：熊本市北区榎木三丁目10-12 開設者：株式会社大成クローバー 熊本市南区田井島一丁目3番50号 代表取締役 近藤 加代子	平成25年6月1日	その他変更
旧	介護機関名称：デイサービスこころ榎木公園 所在地：熊本市北区榎木三丁目10-12 開設者：クローバー株式会社 熊本市南区島町二丁目12番3号 代表取締役 山崎 秀明		

告 示 第 5 9 2 号

平成 25 年 7 月 26 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の指定及び同法第 5 3 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条及び同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地 並びに代表者の氏名	指定年月日	サービス の種類
4 3 7 0 1 0 9 7 8 9	早稲田イーライフ江津湖 熊本市中央区出水四丁目 1 5 番 2 7 号	株式会社イーライフ 熊本市中央区帯山五丁目 1 番 3 号 K 1 ビル 1 F 代表取締役 長谷川 健	平成 25 年 7 月 24 日	通所介護
4 3 7 0 1 0 9 7 8 9	早稲田イーライフ江津湖 熊本市中央区出水四丁目 1 5 番 2 7 号	株式会社イーライフ 熊本市中央区帯山五丁目 1 番 3 号 K 1 ビル 1 F 代表取締役 長谷川 健	平成 25 年 7 月 24 日	介護予防 通所介護

告 示 第 5 9 3 号

平成 25 年 7 月 26 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに 代表者の氏名	指定年月日	サービス の種類
4 3 7 0 1 0 9 7 9 7	茶話本舗デイサービス 清水新地 熊本市北区清水新地一丁目 1 番 6 号	株式会社ウッドランドパス 熊本県菊池市野間口 2 1 6 番地 代表取締役 高山 達三	平成 25 年 8 月 1 日	通所介護

告 示 第 5 9 4 号

平成 25 年 7 月 26 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに 代表者の氏名	指定年月日	サービス の種類
4 3 7 0 1 0 9 8 0 5	通所介護事業所エルスリー熊本野中 熊本市西区野中三丁目 3 番 2 0 号	株式会社エヌ・ビー・ラボ 神奈川県横浜市中区桜木町一丁目 1 0 1 番地 1 クロスゲート 7 階 代表取締役 清原 晃	平成 25 年 8 月 1 日	通所介護

告 示 第 5 9 5 号

平成 25 年 7 月 26 日

平成 24 年度市税督促状の送達を受けるべき者の住所又は居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及び熊本市税条例（昭和

25年告示第89号) 第13条の規定に基づき告示する。

なお、督促状は熊本市財政局納税課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸山政史

1 督促状送達の効力の発生日

この掲示を始めた日から起算して7日を経過した日

2 督促状の送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）

- | | |
|----------------|------|
| (1) 市県民税（普通徴収） | 331件 |
| (2) 市県民税（特別徴収） | 11件 |
| (3) 法人市民税 | 8件 |

告示第596号

平成25年7月26日

下通一丁目9番10号地先に放置されていた物件については、道路法（昭和27年法律第180号）第44条の2により、一時保管したので次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

1 保管した違法放置物件の名称または種類、形状及び数量

名称：灰皿、種類：金属製、数量：1

2 保管した違法放置物件の放置されていた場所及びその違法放置物件を除去した日時

放置場所：下通一丁目9番10号 地先

除去日時：平成25年7月10日 午後6時30分

3 違法放置物件の保管を始めた日時及び保管の場所

保管開始日：平成25年7月26日

保管場所：熊本市西部土木センター総務課内

4 保管した違法放置物件を返還する為に必要と認められる事項

返還を受ける者の氏名及び住所を証するに足る書類の提示並びに保管物件の特徴の申し立て内容と保管物件実物との符号を行い判断する。

告示第597号

平成25年7月29日

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定したので、熊本市身体障害者福祉法施行細則第4条の規定に基づき告示する。

熊本市長 幸山政史

診療科目	医師氏名	医療機関名	所在地	指定日
整形外科	西里 徳重	済生会熊本病院	熊本市南区近見五丁目3番1号	平成25年4月1日
内科	本田 智靖	西日本病院	熊本市東区八反田三丁目20番1号	平成25年7月25日
腎臓内科	北村 健一郎	熊本大学医学部附属病院	熊本市中央区本荘一丁目1番1号	平成25年7月25日
脳神経外科	國徳 尚子	熊本託麻台リハビリテーション病院	熊本市中央区帯山八丁目2番1号	平成25年7月25日

告 示 第 5 9 8 号

平成 2 5 年 7 月 2 9 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 団体の名称

飽田東校区第 5 町内自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者

「竹田亮二」を「前出浩一」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市砂原町 1 2 5 番地 4」を「熊本市南区砂原町 4 2 9 番地 1」に改める。

告 示 第 5 9 9 号

平成 2 5 年 7 月 2 9 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 団体の名称

飽田西校区第三町内自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者

「村上正三」を「小山保廣」に改める。

(2) 代表者の住所

「熊本市浜口町 8 3 5 番地」を「熊本市南区浜口町 5 2 3 番地 1」に改める。

告 示 第 6 0 0 号

平成 2 5 年 7 月 3 0 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 団体の名称

飽田東校区第 5 町内自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 区域

「本会の区域は、熊本市砂原町 1 番地 1 から熊本市砂原町 1 2 0 6 番地までの区域とする。」
を「本会の区域は、熊本市南区砂原町 1 番地 1 から熊本市南区砂原町 1 2 0 6 番地までの区域とする。」に改める。

(2) 事務所の所在地

「熊本市砂原町 4 9 4 番地 2」を「熊本市南区砂原町 4 9 4 番地 2」に改める。

告 示 第 6 0 1 号

平成 2 5 年 7 月 3 0 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 団体の名称

飽田西校区第三町内自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 区域

「本会の区域は、熊本市南区浜口町の全域（但し、浜口町1番～173番、297番、336番、669番、647番3、678番、1072番～1118番、1121番～1129番、を除く）及び、並建町407番～410番、433番とする。」を「本会の区域は、熊本市南区浜口町の全域（但し、浜口町1番～173番、297番、336番、669番、647番3、678番、1072番～1118番、1121番～1129番、を除く）及び、並建町407番～410番、433番とする。」に改める。

(2) 事務所の所在地

「熊本市浜口町865番地」を「熊本市南区浜口町865番地」に改める。

告 示 第 6 0 3 号

平成 2 5 年 7 月 3 1 日

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項本文の指定をしたので、同法第78条の11及び同法施行規則第131条の14の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並 びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4390101 360	セントケア巡回ステーションくまもと 熊本市中央区十禅寺一丁目3番1号	セントケア九州 株式会社 熊本県熊本市中央区十禅寺一丁目3 番1号 代表取締役 川島 裕介	平成25年 8月1日	定期巡回・随時 対応型訪問介護 看護

公 告

公 告 第 5 2 9 号

平成 2 5 年 7 月 1 6 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市東区戸島西三丁目3383番1、3383番3、3383番4、3383番5、3383番6、3383番7、3383番8、3383番9、3383番10、3383番11、3383番12、3383番13、3383番14、3383番15、3383番16

2,380.60平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市東区長嶺南八丁目11番40号

三智開発株式会社

代表取締役 原 美保

公 告 第 5 3 0 号

平成 2 5 年 7 月 1 6 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が

完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区野口二丁目 265 番 1、266 番 1
1, 957.40 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区長嶺南八丁目 11 番 40 号
三智開発株式会社
代表取締役 原 美保
熊本市東区長嶺南八丁目 8 番 55 号
株式会社アネシス
代表取締役 加藤 龍也

公 告 第 5 3 1 号

平成 25 年 7 月 16 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、熊本市の住民並びに利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本市に意見書を提出することができる。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 都市計画の種類及び名称
熊本都市計画道路 3. 4. 21 上熊本細工町線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
熊本市西区上熊本一丁目、上熊本二丁目、上熊本三丁目、花園一丁目、中央区段山本町、古京町、新町一丁目、新町二丁目、新町三丁目、新町四丁目、小沢町、西唐人町、細工町一丁目、細工町二丁目、細工町三丁目、細工町四丁目及び細工町五丁目の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
熊本市都市建設局都市政策課
西区役所総務企画課
- 4 縦覧期間
平成 25 年 7 月 16 日から平成 25 年 7 月 30 日まで

公 告 第 5 3 2 号

平成 25 年 7 月 16 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、熊本市の住民並びに利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本市に意見書を提出することができる。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 都市計画の種類及び名称
熊本都市計画道路 3. 4. 26 新町戸坂線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
熊本市中央区新町四丁目、横手一丁目、西区横手一丁目、横手三丁目、横手四丁目、戸坂町、谷尾崎町及び島崎三丁目の各一部

- 3 都市計画の案の縦覧場所
熊本市都市建設局都市政策課
西区役所総務企画課

- 4 縦覧期間
平成 25 年 7 月 16 日から平成 25 年 7 月 30 日まで

公 告 第 5 3 4 号

平成 25 年 7 月 17 日

次に掲げる土地区画整理事業の施行に関して、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 133 条第 1 項の規定により施行者が書類の送付に代えてその書類の内容の公告をするに当たり、同条第 2 項において準用する同法第 77 条第 5 項により施行者から公告すべき内容の通知があったので、同項の規定により次のとおり掲示されている旨を公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 事業の名称及び施行者
熊本都市計画事業 城南町中央土地区画整理事業
城南町中央土地区画整理組合
- 2 掲示されている書類
- (1) 書類の送付を受けるべき者
氏 名 岩永 龜喜
最後の住所 熊本県熊本市南区城南町宮地 1 8 3 3 番地
- (2) 通知の内容
- ア 督促状の内容
督促状の日付 平成 25 年 5 月 21 日
文書番号 城土区賦第 4 - 1 号
賦課金額 229,098 円
納付先金融機関 肥後銀行 限庄支店 普通預金 1452178
口座名 城南町中央土地区画整理組合 理事長 甲斐 一行
- イ 督促状は記載を省略し、原本につきましては、組合事務所に備え置き、その写しを次の場所に掲示する。
- 3 掲示の場所
熊本県熊本市南区城南町今吉野 1 3 2 4 番地 2 所在 掲示板
(城南町中央土地区画整理組合事務所)

公 告 第 5 3 5 号

平成 25 年 7 月 17 日

次に掲げる土地区画整理事業の施行に関して、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 133 条第 1 項の規定により施行者が書類の送付に代えてその書類の内容の公告をするに当たり、同条第 2 項において準用する同法第 77 条第 5 項により施行者から公告すべき内容の通知があったので、同項の規定により次のとおり掲示されている旨を公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 事業の名称及び施行者
熊本都市計画事業 城南町中央土地区画整理事業
城南町中央土地区画整理組合
- 2 掲示されている書類
- (1) 書類の送付を受けるべき者
氏 名 林田 忠治

最後の住所 熊本県熊本市南区城南町下宮地 6 9 8 番地

(2) 通知の内容

ア 督促状の内容

督促状の日付 平成 25 年 5 月 21 日

文書番号 城土区賦第 4 - 8 号

賦課金額 174,474 円

納付先金融機関 肥後銀行 限庄支店 普通預金 1452178

口座名 城南町中央土地区画整理組合 理事長 甲斐 一行

イ 督促状は記載を省略し、原本につきましては、組合事務所に備え置き、その写しを次の場所に掲示する。

3 掲示の場所

熊本県熊本市南区城南町今吉野 1 3 2 4 番地 2 所在 掲示板

(城南町中央土地区画整理組合事務所)

公 告 第 5 3 6 号

平成 25 年 7 月 17 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山 政史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市東区小峯二丁目 2 6 1 2 番 7 4、2 6 1 2 番 4 6 の一部、2 6 1 2 番 2 5 7 の一部、2 6 1 2 番 2 6 1 の一部

1,671.72 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市北区清水亀井町 6 番 2 6 号

新規建設株式会社

代表取締役 規工川 祐紀

公 告 第 5 3 8 号

平成 25 年 7 月 18 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山 政史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市西區城山下代三丁目 5 0 番 1

247.95 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市南区富合町古閑 8 4 7 番地 1 パストラルレジデンス A 棟 1 0 3 号

柏丸 一慶

柏丸 里美

公 告 第 5 4 0 号

平成 25 年 7 月 19 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成 25 年 1 月 19 日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

熊本市長 幸山政史

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイヤヒルズ

熊本市東区西原 3-3-22

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社 ダイヤ企画 代表取締役 江原 康政 熊本市東区西原三丁目 1 番 5 7 号	株式会社 ダイヤ企画 代表取締役 <u>江原 登紀夫</u> 熊本市東区西原三丁目 1 番 5 7 号

※変更箇所は下線部

3 変更の年月日

平成 24 年 4 月 1 日

4 変更する理由

建物設置者の代表取締役交替のため

5 届出年月日

平成 25 年 7 月 3 日

6 届出の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

熊本市農水商工局商工振興課、熊本市東区役所総務企画課及び熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課

(2) 縦覧期間

平成 25 年 7 月 19 日から平成 25 年 1 月 19 日まで

公 告 第 5 4 8 号

平成 25 年 7 月 23 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区田迎三丁目 38 番 1、38 番 2 の一部、43 番の一部、45 番の一部及び水路
1, 613.88 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市南区田迎三丁目 11 番 30 号

有限会社 米村土地

代表取締役 米村 國廣

公 告 第 5 5 3 号

平成 25 年 7 月 25 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

- 熊本市東区小山二丁目 7 2 0 番
1, 7 7 0. 1 6 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
株式会社 九建ホーム
代表取締役 福嶋 正夫

公 告 第 5 5 4 号

平成 2 5 年 7 月 2 5 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 7 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、熊本市の住民並びに利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本市に意見書を提出することができる。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 都市計画の種類及び名称
熊本都市計画公園 4. 3. 1 0 植木の森公園（廃止）
熊本都市計画公園 4. 4. 1 3 植木中央公園（追加）
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
熊本市北区植木町岩野及び広住の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
熊本市都市建設局都市政策課
北区役所総務企画課
- 4 縦覧期間
平成 2 5 年 7 月 2 5 日から平成 2 5 年 8 月 8 日まで

公 告 第 5 5 5 号

平成 2 5 年 7 月 2 5 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市西区沖新町字山下割 1 0 4 5 番 3
4 9 0. 4 4 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市南区野口一丁目 2 番 1 4 号 シャルマン野口 A 2 0 2
古川 和洋

公 告 第 5 5 6 号

平成 2 5 年 7 月 2 5 日

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定をしたので同法施行規則（昭和 2 5 年建設省令第 4 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

指定番号	指定年月日	道路の位置	幅員 (m)	延長 (m)
熊本市指令（建指）				

第H25—002号	平成25年4月15日	熊本市中央区島崎一丁目653番4	4.02~ 4.53	28.60
第H25—004号	平成25年4月23日	熊本市中央区八王寺町156番5	4.00~ 5.23	46.21
第H25—006号	平成25年5月1日	熊本市西区島崎四丁目273番7	4.00~ 4.21	40.85
第H25—008号	平成25年5月14日	熊本市南区良町三丁目1592番1、 1595番4、1597番4、市道の 一部	4.02	34.59
第H25—009号	平成25年5月30日	熊本市西区花園二丁目219番1	4.02~ 4.03	39.54
第H25—010号	平成25年5月31日	熊本市東区長嶺東二丁目1720番 2	4.01~ 5.02	19.30
第H25—011号	平成25年6月7日	熊本市中央区大江三丁目8番73	4.01~ 4.34	32.31
第H25—013号	平成25年6月26日	中央区迎町二丁目1702番1	4.49~ 4.50	33.38

公 告 第 5 5 7 号

平成25年7月25日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を変更したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

	指定番号	指定年月日	道路の位置	幅員 (m)	延長 (m)
前	熊本県指令 第166号	昭和41年11月5日	熊本市平田町字前 畑524番2	4.00	39.95
後	熊本市指令（建指） 第H25—001号	平成25年4月3日	熊本市南区平田一 丁目524番7	4.00	32.87
前	熊本県指令 第6号	昭和43年1月9日	熊本市健軍町字道 南3097-3、3 082-3、308 3-4	4.00	57.00
前	熊本県指令 第290号	昭和43年8月7日	熊本市健軍町字道 南3097-3、3 098-2	4.00	74.00
後	熊本市指令（建指）第 H25—007号	平成25年5月7日	熊本市東区山ノ内 一丁目3083- 4、3082-3、 3097-3、30 98-2、3098 -1	4.02~ 12.03	142.0 0

公 告 第 5 5 8 号

平成 2 5 年 7 月 2 5 日

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を廃止したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

指定廃止の年月日	道路の位置	幅員 (m)	延長 (m)
平成 2 5 年 4 月 2 3 日	熊本市中央区三郎一丁目 2 1 1 1 番 9	4. 0 0	1 4. 3 0
平成 2 5 年 4 月 2 3 日	熊本市北区清水新地三丁目 8 4 2 番の一部、8 4 3 番 1 の一部	4. 0 0	4 9. 2 0

公 告 第 5 5 9 号

平成 2 5 年 7 月 2 6 日

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成 2 5 年 1 1 月 2 6 日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

熊本市長 幸 山 政 史

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コープ春日

熊本市西区春日七丁目 1 番 外

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
(仮称) 春日ショッピングセンター	コープ春日

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
生活協同組合 水光社 代表理事 杉本 健二 熊本県水俣市古賀町一丁目 1 番 1 号	生活協同組合 水光社 代表理事 吉永 章 熊本県水俣市古賀町一丁目 1 番 1 号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名 (名称)	代表者 (法人の場合)	住所
生活協同組合 水光社	代表理事 杉本 健二	熊本県水俣市古賀町一丁目 1 番 1 号
未定 1 社	未定	未定

(変更後)

氏名 (名称)	代表者 (法人の場合)	住所
生活協同組合 水光社	代表理事 吉永 章	熊本県水俣市古賀町一丁目 1 番 1 号
株式会社セリア	代表取締役 河合 宏光	岐阜県大垣市外濑二丁目 3 8 番地

株式会社ヒライ	代表取締役社長 平井 浩一郎	熊本県熊本市西区春日七丁目 2 6—7 0
有限会社パン工房麦穂	代表取締役 澁上 淳二	鹿児島県出水市下鯖町 1 6 1 8—3
有限会社フラワーショップ花ゆき	代表取締役 川畑 久大	熊本県熊本市北区清水新地六丁目 7—1 8

3 変更の年月日

2(1)(3)については、平成 25 年 5 月 17 日

2(2)については、平成 25 年 6 月 21 日

4 変更する理由

2(1)(3)については、店舗名称及び小売業者の決定のため

2(2)については、建物設置者代表者変更のため

5 届出年月日

平成 25 年 7 月 19 日

6 届出の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

熊本市農水商工局商工振興課、熊本市西区役所総務企画課及び熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課

(2) 縦覧期間

平成 25 年 7 月 26 日から平成 25 年 11 月 26 日まで

公 告 第 5 6 5 号

平成 25 年 7 月 30 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市東区小山四丁目 1 2 7 0 番 4、1 2 7 0 番 5、1 2 7 1 番 2、1 2 7 9 番、1 2 8 0 番 3 及び里道の一部

2 7 7 1. 8 1 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市中央区出水三丁目 1 0 番 3 5 号

フリベリー不動産株式会社

代表取締役 立花 謹雄

公 告 第 5 6 6 号

平成 25 年 7 月 31 日

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 1 項の規定による熊本都市計画事業城南町中央土地区画整理事業の次に記載する者に対する換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第 133 条第 1 項及び第 2 項において準用する同法第 77 条第 5 項の規定により当該通知書の送付に代えて、その内容が熊本県熊本市南区城南町今吉野 1 3 2 4 番地 2 にある城南町中央土地区画整理組合の掲示板に掲示されている。

熊本市長 幸 山 政 史

書類の送付を受けるべき者の最後の住所及び氏名

熊本県熊本市南区城南町宮地 1 8 3 3 番地 岩永龜喜

熊本県熊本市南区城南町下宮地 6 9 8 番地 林田忠治

熊本県熊本市南区城南町宮地 8 1 0 番地 宮崎尉八
熊本県熊本市南区城南町宮地 9 0 2 番地 池部勝藏
熊本県熊本市南区城南町今吉野 7 7 6 番地 吉澤重太郎
熊本県熊本市南区城南町宮地 7 3 2 番地 甲斐九郎八

公告 第 5 6 7 号

平成 2 5 年 7 月 3 1 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区八分字町字中道 2 4 番、里道及び水路
1 1 2 9 . 5 6 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市中央区平成三丁目 1 6 番 2 7 号
株式会社 九建ホーム
代表取締役 福嶋 正夫

中 央 区

中央区告示第 1 3 号

平成 2 5 年 7 月 2 4 日

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 8 条及び第 1 2 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 2 5 年 7 月 1 6 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市中央区長 前 渕 啓 子

以下、登載省略

東 区

東 区 告 示 第 7 号

平成 2 5 年 7 月 2 5 日

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 8 条及び第 1 2 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 2 5 年 4 月 2 2 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市東区長 西 島 徹 郎

以下、登載省略

西 区

西 区 告 示 第 4 号

平成 2 5 年 7 月 2 6 日

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 8 条及び第 1 2 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 2 5 年 7 月 1 6 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市西区長 永 田 剛 毅

以下、登載省略

北 区

北 区 告 示 第 7 号

平成 25 年 7 月 30 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 25 年 7 月 16 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市北区長 石原純生

以下、登載省略

上 下 水 道 局

上下水道局告示第 46 号

平成 25 年 7 月 22 日

次の者を熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者として指定したので、熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年水道局規程第 5 号）第 10 条第 1 号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 宮原國臣

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	指定年月日
第 749 号	大阪市北区天満一丁目 26 番 3 号 株式会社 OSG コーポレーション 代表取締役 溝端 雅敏	平成 25 年 7 月 18 日

教 育 委 員 会

教 委 告 示 第 10 号

平成 25 年 7 月 24 日

熊本市教育委員会会議を次のとおり開催する。

熊本市教育委員会委員長 崎元達郎

- 1 日時
平成 25 年 7 月 29 日（月） 午後 2 時から
- 2 場所
マスマチュアル生命ビル 7 階 会議室
- 3 議案
 - (1) 熊本市地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例案に対する意見について
 - (2) 熊本博物館協議会委員の委嘱について
- 4 協議
 - (1) 富合小中一貫教育の今後の方針について
- 5 報告
 - (1) 平成 25 年度全国標準学力検査（NRT）結果の概要について
 - (2) 夏休みプール開故事業の実施状況について

- (3) 給食費について
- (4) 平成 26 年度熊本市立学校教員採用選考試験（一次選考試験）実施状況について
- (5) 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の先進地視察の報告について
- (6) 広報・広聴関係について

人 事 委 員 会

熊本市人事委員会公告第 7 号

平成 25 年 7 月 24 日

平成 25 年度熊本市職員採用試験（初級職等）について、次のとおり公告する。

熊本市人事委員会委員長 森 山 義 文

1 試験名称

平成 25 年度熊本市職員採用試験（初級職等）

2 申込期間

平成 25 年 8 月 16 日（金）から平成 25 年 8 月 29 日（木）まで

※インターネットによる申込は、平成 25 年 8 月 16 日（金）から平成 25 年 8 月 28 日（水）まで

3 試験区分、職種、採用予定者数

試験区分等	職種	採用予定者数
初級職	事務職	4 人程度
	学校事務職 (県費負担)	3 人程度
	技術職（土木）	2 人程度
免許資格職 (中級職)	保育士	10 人程度
	臨床工学技士	1 人程度
消防職	初級消防職	3 人程度
	初級消防職 (救急救命士)	1 人程度

4 試験案内配布場所

- (1) 熊本市役所本庁舎（1 階総合案内、13 階人事委員会事務局）
- (2) 熊本市各区役所
- (3) 熊本市各総合出張所及び各出張所
- (4) 熊本市消防局
- (5) 熊本市東京事務所
- (6) 熊本市時間外証明窓口（中央区役所内）
- (7) 熊本市市民サービスコーナー（くまもと森都心プラザ内）

※熊本市ホームページにも試験案内を掲載